

申請に対する処分

処分名	地縁による団体の認可
根拠法令	地方自治法 第260条の2第1項
所管課	総務課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる団体

町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

(2) 申請の方法

団体の代表者が認可申請書（地方自治法施行規則第18条に規定）に次の書類を添付して提出する。

添付書類

ア 規約

イ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

ウ 構成員の名簿

エ 申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にあつては保有資産目録，申請時には不動産又は不動産に関する権利等を保有しておらず，将来これらを保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録

オ その区域の住民相互の連絡，環境の整備，集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

カ 申請者が代表者であることを証する書類

(3) 許認可等の要件

次の要件のすべてに該当していること。

- ア 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡，環境の整備，集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし，現にその活動を行っていることと認められること。
- イ 地縁による団体の区域が，住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は，当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。
- ウ 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は，構成員となることができるものとし，その相当数の者が現に構成員となっていること。
- エ 規約を定めていること。この規約には，（i）目的，（ii）名称，（iii）区域，（iv）事務所の所在地，（v）構成員の資格に関する事項，（vi）代表者に関する事項，（vii）会議に関する事項，（viii）資産に関する事項が定められていなければならないこと。

2 標準処理時間

10日